

# 1, 和学薬膳®協会定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本協会は和学薬膳協会と称する。(和学薬膳®は国際薬膳学院を運営する一般社団法人日本食医食美研究会所有の登録商標であり、許可を受けて使用しています)

(事務所)

### 第2条

本協会は一般社団法人日本食医食美研究会が運営する協会で、主たる事務所を大阪市北区天満 4 丁目 3-1 SG ビル 2 階に置く。

本協会は役員会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的と事業

(目的)

### 第3条

本協会は国際薬膳学院で全ての資格取得コースを終了した卒業生の活動支援、学習支援を目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

和学薬膳博士のための教育研修と啓発、活動支援事業

食材ソムリエインストラクター、予防医学食養生インストラクター認定事業

国際薬膳学院で実施する資格講座の委託開講支援事業

前各号に付帯する一切の事業

## 第3章 社員及び会員

(協会の構成員)

第5条 この協会に次の会員を置く。

正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

2.入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通

知する。

(会費等)

第 7 条 会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び年会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ・この定款その他の規則に違反したとき
- ・法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- ・その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- ・第 7 条の支払の義務を 6 か月以上履行しなかったとき
- ・総社員が同意したとき
- ・当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、正社員を持って構成する。

(開催)

第 12 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお社員総会は社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

3. 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した該当社員の議決権の過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ・社員及び会員の除名
- ・監事の解任
- ・定款の変更
- ・解散
- ・そのほか法令で決められた事項

3.やむを得ない理由のため、社員総会に出席することが出来ない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 18 条 この協会の役員は、次のとおりとする。

1. 理事 2 名以上 5 名以内を置く
- 2.理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3.理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。
- 4.この協会の理事長を代表理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事及び顧問及び相談役は、社員総会の決議によって選任する。

2.理事長、業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.理事長は、この定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。

3.理事のうち 1 名を業務執行理事として、理事長を補佐してこの協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けた時はその職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 22 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 23 条 この協会に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。

この協会の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

(開催)

第 25 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2.通常理事会は、毎年 1 回開催する。

3.臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ・理事長は必要と認めたとき
- ・理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

1.理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により業務執行理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

1.出席した理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 31 条 この協会は、一般社団法人日本食医食美研究会の代表者が死亡又は法人の解散若しくは破産したときなど、社員総会の決議その他法令で定められた事由により協会を解散することができる。解散により会員に損害が生じた場合でも、本協会は当該損害について一切の責任を負わない。

## 第 8 章 補則

(委任)

第 32 条 この定款に定めるもののほかこの協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により理事長が別に定める。

## 2. 和学薬膳協会会員規約

### 第1条 定義

本規約によって定める条項は本協会の会員ならびに本協会に入会しようとする者に適用されるものとする。

### 第2条 目約

1. 本協会は、広く一般に対して、日本人の食養生である和学薬膳の普及活動の推進を行うことにより、社会全体の公衆衛生向上に貢献する。また、公衆衛生向上に貢献することに留まらず、更なる社会貢献を探求実行することにより、医食同源の薬膳の考え方を日本の食文化として普及させることに寄与する。
2. 前項の目的達成を念頭におく同じ意志を持つ会員の育成に努める。また会員の諸活動及び学習活動を支援する。

### 第3条 活動

1. 和学薬膳博士資格認定及び育成。
2. 協会の定める国際薬膳学院の資格認定講座開催支援
3. 食材ソムリエインストラクター、予防医学食養生インストラクター認定及び講師の育成
4. 薬膳、養生に関するセミナー、講演、イベント、勉強会等の学習支援

### 第4条 会員制度

1. 本協会は会員制とする。
2. 会員の本協会諸サービスの利用範囲・条件ならび特典については別に定める。
3. 会員は、本協会の会員資格を他の者に譲渡できない。また、本協会の会員資格は相続できない。

### 第5条 入会資格

入会資格を有するものは以下の条件を満たすものとする。

1. 国際薬膳学院の資格講座（入門・本科・専科）を修了後、すべての認定試験に合格し当該資格を取得された方。
2. 本規約及び諸規則を遵守できる方。

### 第6条 入会手続き

1. 入会申込み時期は3月と9月の年2回とする。
2. 本協会に入会しようとする者は、年会費を支払い、入会手続を完了させること。
3. 会員期間は入会后1年間とする。

### 第7条 入会金、年会費及び更新手続き

1. 入会金は5,000円、年会費は10,000円（非課税）とする。（個人入会の場合。団体入会は別料金規定あり）
2. 支払方法は原則として銀行振り込みまたは窓口での支払いとする。
3. 一旦納入した年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
4. 入会者は毎年3月と9月を更新月とし、3月15日または10月15日までに次年度年会費を協会に支払うものとする。
5. 入会金振り込み確認によって、更新の完了とする。

## 第8条 会員資格

第6条の手続きが完了し、本協会が発行する会員証を受領した時点において、会員資格を取得したものとする。

## 第9条 諸規則の遵守

会員は、本協会諸サービス利用にあたり、本規約を遵守しなければならない。

## 第10条 届出義務

会員は、次の各号の定める事由が生じた場合、直ちに本協会に対してその旨を届け出なければならない。会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合、本協会は、当該損害について一切の責任を負わず、かつこれによって生じた本協会の損害については、会員が本協会に対して当該損害を賠償しなければならない。

1. 退会
2. 会員の氏名、住所、電話番号の変更

## 第11条 損害賠償責任

本協会諸サービスの利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して、本協会は、その当該損害免責に関する責を一切負わない。

## 第12条 会員の損害賠償責任

会員が本協会諸サービスの利用中、会員の責に帰する事由により、本協会または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する全ての費用を負うものとし、本協会はその責を一切負わない。

## 第13条 会員除名

会員が次の各号に該当する場合、本協会はその会員を本協会から除名することができる。

1. 本協会規約または諸規則に違反した場合
2. 本協会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本協会会員としてふさわしくない行為をした場合
3. 年会費の支払いを怠った場合
4. 法令に違反する、または社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があった場合
5. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合
6. その他、本協会会員としてふさわしくないと本協会が認めた場合

## 第14条 会員資格喪失

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員の如何なる権利をも喪失するものとし、本協会に対して、速やかに会員証を返還しなければならない。但し、本協会は、年会費を返還しない。

1. 会員の都合により退会を申し出し、本協会がそれを承認した場合
2. 第13条より除名された方

3. 会員本人が死亡、若しくは失踪宣言を受けた場合

第 15 条 年会費等の変更・運営システムの変更

1. 本協会は、必要と判断する場合、本規約に基づいて会員が負担すべき年会費及び施設運営システムを変更することができる。
2. 前項の変更の場合、本協会は事前に全会員にこれを告知する。

第 16 条 規約の改定

本協会は、規約及び諸規則の改定を行うことができる。この場合、本協会は事前に全会員に告知するものとし、改定日をもって、改定された規約及び諸規則の効力は全会員に及ぶものとする。

以上